

文書番号：F050/SS/01

NKKKQA

FSMS 審査及び認証ガイドンス (ISO22003:2013 版)

制定日：2016 年 2 月 1 日

改訂日：2022 年 8 月 9 日



日本海事検定キューエイ株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦2-14-9 海事ビル3階

TEL 03-5427-2505(代) FAX 03-5427-6307

E-mail: nkqa@nkkkqa.co.jp

はじめに

このガイドンスは、日本海事検定キューエイ株式会社（以下、当社）に食品安全マネジメントシステムの審査を受審いただく際の手順及び認証後の維持・再認証の手順について記述した文書です。これから申請される方、すでに認証されている方は必ずご一読いただき、当社の審査認証システムについてご理解いただくようお願いいたします。また、この文書は、当社の審査及び認証に関する申請組織の順守事項、一時停止又は取消しの条件等、審査及び認証のための要求事項の一部を構成するものです。

公平性のマネジメント

当社は、マネジメントシステム認証活動における公平性の重要性を理解し、利害抵触を管理し、マネジメントシステム認証活動の客観性を確実にすることを方針に宣言します。方針は公にアクセス可能な書面とし、当社のホームページに掲載されます。

当社は、他との関係が公平性に対する容認出来ない脅威を引き起こす場合、認証を提供いたしません。

当社は、マネジメントシステムについて、コンサルティングの申し出及び提供はいたしません。

情報の公開

当社は、当社のホームページにて、当社が提供するマネジメントシステムの種類及び当ガイドンスにより、審査プロセス、認証プロセス、認証に関わる活動、情報の要請、苦情及び異議申立ての処理プロセスを公開します。

また、ご希望により次の事項に関する情報を提供いたします。

- a) 当社が活動する地域
- b) 授与した認証の状態
- c) 被認証組織についての名称、認証規格、認証範囲及び地理的所在地（国及び市）

但し、被認証組織のセキュリティ上の理由により、提供を制限することがございます。

なお、当社が申請組織又は市場に提供する情報は、広告を含めて、正確でかつ、誤解を与えないようにします。

制定・改訂履歴

作成部：食品安全担当

制定改訂 年月日	改訂条項/理由	承認者 部長	作成者 FSMS 管理者層
2016. 02. 01	IS022003:2013 移行に伴う新規制定	植草	福田
2016. 03. 23	4.2 項の引用元／引用文書名／登録判定委員会の判定結果の修正／情報の公開の修正	植草	福田
2016. 10. 14	JFS-C スキームへの対応に伴う改定	植草	福田
2016. 11. 16	3 項 当社 HP での情報公開の追記 13 項 FSSC 財団及び JFSM 協会への年間登録料支払の追記 16 項 バージョンの追記	植草	福田
2017. 06. 01	FSSC22000 Ver4、JFS-C Ver2 への移行に伴う改定	植草	福田
2017. 08. 01	JFS-C Ver. 2.1 への移行に伴う改定	植草	福田
2017. 10. 01	FSSC22000 Version 4.1 への移行に伴う改定	植草	福田
2017. 12. 06	JFS-C Ver. 2.2 への移行に伴うレビュー実施	植草	福田
2017. 12. 25	以下の事項の追記・修正 事前提出文書／重大な変更及び問題発生時の連絡日数／第一段階の審査所見／予告なし審査で目的が達成できなかった場合の処置／拡大審査内容	植草	大橋
2018. 02. 20	JFS-C の審査における、軽度不適合への修正、是正処置の期限を追記。	植草	福田
2018. 09. 20	以下の事項の追記・修正 危機的不適合が提起された場合の認証の一時停止／被認証組織の運用に重大な変更が発生した場合の連絡期日／JFS-C 認定のバージョン	植草	福田
2018. 10. 24	・他の規程に合わせて「予告なし審査」を「非通知審査」に統一 ・非通知審査への参加を拒否した場合の費用の請求について追記	植草	兵頭
2019. 02. 01	IAF 決議 (IAF Resolution 2016-17) により、認定を受けている分野の場合、適合証明証に認定機関シンボル (ロゴ) も表示が必須であることを明記。1 項 a)	植草	兵頭
2019. 07. 01	FSSC22000 Version 5 への移行に伴う改定	植草	濱川
2020. 08. 01	BoS 決定事項による改定	植草	濱川
2021. 02. 01	FSSC22000 Version 5.1 への移行に伴う改定	植草	濱川
2021. 04. 01	認証決定のプロセス変更に伴う改訂	植草	濱川
2021. 11. 18	3. JFS-C 申請組織および被認証組織の順守事項の追記。 5.12 再認証審査の修正。	植草	飯島
2021. 12. 29	認証決定通知の変更、マーク・シンボルの使用について判断に迷う場合当社へ確認依頼を追記	植草	飯島
2022. 03. 01	13. 費用の負担 審査員責による損害賠償について追記。	植草	飯島
2022. 08. 09	軽度不適合における期限の修正 (JFSC の期限を削除)	植草	濱川

目 次

1.	申請組織および被認証組織の順守事項	4
2.	FSSC 申請組織および被認証組織の順守事項	4
3.	JFS-C 申請組織および被認証組織の順守事項	5
4.	NKKAQA 追加要求事項	5
5.	審査プロセス及び種類	7
5.1	「今後の審査計画」	7
5.2	審査の種類	7
5.3	審査の方式	7
5.4	審査の構成	7
5.5	審査チームの任務	7
5.6	お問い合わせ	7
5.7	審査認証の申請	7
5.8	契約書	7
5.9	統合審査	8
5.10	初回認証審査	8
5.11	サーベイランス審査	11
5.12	再認証審査	13
5.13	拡大審査	14
5.14	短期予告審査	15
6.	指摘事項の等級格付け	15
7.	審査受審時期について	16
8.	認証の移転	16
9.	異議申立ておよび苦情	16
10.	認証の一時停止、取消し	16
11.	要求事項の変更	18
12.	機密保持	18
13.	費用の負担	18
14.	関連文書	18
15.	認証活動のプロセス	19
16.	認証分野及びバージョン	20

1. 申請組織および被認証組織の順守事項

受審に際しては、次の事項について対応をお願いします。当該順守事項に関連して、当社より、審査計画の再確認又は修正、審査の目的又は審査範囲の変更、審査の打ち切り、のいずれかの処置がとられる場合があります。

- a) 認証範囲が当社認定範囲の場合、適合証明証には、認定シンボル（ロゴ）の表示が必須となります。
また、認定機関から審査の立会いを要求された際には、正当な理由がない限り、立会いの受け入れを拒否できません。
認定機関が正当と認める理由がある場合を除き、審査の立会いを拒絶する組織に認定された認証文書（適合証明証）は発行されません。
認定機関の審査の立会いを回避するために、審査を依頼する機関（認証機関）を変更又は他の認定機関に認証を移転しようとした場合、認定機関は当該組織名称を当該認定機関に認定された機関（認証機関）及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する場合があります。認証機関は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された認証文書（適合証明証）を発行できません。IAF メンバー認定機関は自機関が認定した機関に対し、このような組織に認定された認証文書（適合証明証）を発行しないように求めることがあります。
- b) 以下の資料を審査実施日の 1 ヶ月（約 30 日）前までに審査チームリーダーに提出していただきます。
 - ①マニュアルに相当する文書（作成時の場合のみ）
 - ②全社の組織図
 - ③工程フロー図
 - ④ハザードを分析したもの
 - ⑤HACCP／オペレーション PRP 計画書
 - ⑥PRP 整理表（FSSC、JFS-C 規格にて作成時の場合のみ）
- c) マネジメントシステムに関するマニュアル等の文書及びマネジメントシステムの運用の記録は、審査時に閲覧できるようにしてください。
- d) 審査を有効且つ効果的に行うために、すべての業務及び生産領域またはサービス業務領域に立ち入る許可を審査員に与えていただきます。
- e) 審査中に用いる言語は日本語とさせていただきます。必要な場合には、通訳及び翻訳の手配をお願いします。
- f) 訓練中の審査員、当社審査員の検証者などのオブザーバーの立会い受け入れを当社が要請した場合、受け入れの用意をしていただきます。
- g) 認証の有効期間中、サーベイランス審査を受審していただきます。
- h) 認証の一時停止又は取消しを受けた場合、当社の指示に従い、認証の引用を含むすべての広告物の使用を中止していただきます。認証の縮小を受けた場合は、縮小された範囲に対し、同様の処置をとっていただきます。なお、認証の一時停止又は取消し、認証の縮小の決定後は、速やかに認証に関連する関係者（顧客など）への連絡を行っていただきます。

2. FSSC 申請組織および被認証組織の順守事項

FSSC 被認証組織には、前節の順守事項に加えて、次の事項についても対応をお願いします。

- a) 当社は、認証された組織の以下の情報を FSSC に開示され、GFSI と共有されます。また、下記 1)～6) の情報は、FSSC 財団、及び当社のウェブサイト/FSSC portal 上で公開されます。
 - 1) 認証された組織の名前及び住所
 - 2) 認証の適用範囲
 - 3) 初回認証日
 - 4) 認証の有効期限日
 - 5) 一時停止又は取り下げの場合、一時停止又は取り下げ日
 - 6) 認証の状態
 - 7) 審査報告書の一部又は一式
 - 8) 被認証組織の連絡担当者の氏名、役職、E メールアドレス、電話番号
- b) 被認証組織に関する情報は、必要に応じて FSSC 財団及び政府当局との間で共有される場合があります。

ます。

- c) FSSC 財団の要員が審査に立ち会うことを FSSC 財団から要求された場合は、構内への入場及び現場審査を含む審査立会いを受け入れていただきます。
- d) FSSC の要求事項に関する新規情報、及び変更点については、発生後、1 か月以内に随時情報を公開します。
- e) 適合証明証、及び審査報告書の内容について、所有権は当社が保有します。
- f) 適合証明証、及び FSSC 財団提出用の審査報告書は、被認証組織の希望に関わらず、日本語、及び英語にて作成されます。
- g) 非通知審査において、被認証組織が立ち入りを拒否した場合など、余剰の費用が発生した場合は被認証組織に負担していただきます。
- h) 下記、4. f)～h)、及び 7.2 に従って取られた処置に関する情報は、FSSC 財団と共有されます。

3. JFS-C 申請組織および被認証組織の順守事項

JFS-C 被認証組織には、前々節の順守事項に加えて、次の事項についても対応をお願いします。

- a) 当社は、認証された組織の以下の情報を、一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、JFSM)、GFSI に開示します。また、これらの情報は、JFSM によって公表されます。当社 HP でもカテゴリ及び認証書発行日を除く情報が公表されます。
 - 1) 認証を受けた組織の名称と所在地(英文又はローマ字の併記)
 - 2) カテゴリ、製品、製造工程及び製造場所
 - 3) 認証書発効日
 - 4) 認証の有効期限
 - 5) 認証の一時停止又は取り消しの事実とその決定日(発生した場合のみ)
- b) JFSM が認証された組織へ調査を行う場合は、受け入れていただきます。なお、調査には当社が JFSM に同行する場合と JFSM が単独で行う場合があります。
- c) 審査報告書は機密情報として取り扱いますが、JFSM にその内容を報告すること、また、法令により行政から開示が求められることがあります。
- d) 被認証組織において、食品安全に関わる重大な事故、製品安全や法的義務に関する訴訟手続き、製品のリコールが起こったりした場合、可及的速やかに当社、及び JFSM に当該事項の通知をお願いします。
- e) 当社が審査報告書を公開する場合は、被認証組織の許可を得て行います。詳細情報公開の判断、アクセス認可の権利は、被認証組織にあります。

4. NKKKQA 追加要求事項

被認証組織には、前 1、2 及び 3 節の順守事項に加えて、次の要求事項が生じます。当該要求事項に関連して、当社より是正処置の要求、違反の公表、認証の一時停止又は取消し等の処置がとられる場合があります。

- a) 適合証明証の使用
 - 1) 付属書がある場合、適合証明証と対で使用してください。
 - 2) 適合証明証のコピーを使用する場合、次の事項を満たし適切な管理してください。
 - ① コピーであることの明示
 - ② 配布先の管理
 - ③ 適合証明証の記載事項が明瞭に識別できること
 - 3) 適合証明証の改訂版が発行された場合、旧版は返却していただきます。認証の取消しとなった場合も、返却していただきます。
 - 4) 認証の一時停止により無効になった場合、その期間、認証が有効であると誤解を招くような使用はできません。
- b) 当社の定める文書に従い、認証マーク、認定シンボル(マーク)及び適合証明証を使用することができます。ただし、マネジメントシステムの信用を損なうような認証の表明又はマークの使用はできません。(インターネット、パンフレット若しくは広告、又は他の文書等のコミュニケーション媒体に認証を引用する場合を含みます)

また、認証に関連して誤解を招く表明を、自ら行わず、他社による表明もできません。

- さらに、認証範囲外の活動にも認証が及んでいると受け取られないように使用していただきます。
- c) 自らの表明したことに拠るか否かに係わらず、認証内容についての公表、広報、アンケート、その他の発行文書等への引用で不適切な表示を発見した場合は、速やかに措置を講じていただきます。この措置には、当社への連絡及び協議が含まれます。
- d) 審査報告書の所有権は当社にあります。無断での複製、転載はできません。
- e) 顧客を含む関係者からのいかなる苦情（又はコミュニケーション）に対しても適切な処置を講じ、取られた処置はその効果とともに記録し、当社が要求した場合に提供しなければなりません、また当社に持ち込まれた被認証組織に対する苦情について、その処理を進めるために協力するものとし
- f) 認証された組織について、以下の重大な変更が発生した場合は、3 営業日以内にご報告をお願いします。なお、下記要件に該当するか否か、不明な点については当社にお問い合わせください。
- 1) 法的、商業的、および組織的状态あるいは所有権
 - 2) 組織および経営陣（例えば重要な経営主要経営責任者、意思決定者、または技術のスタッフ）
 - 3) 組織の名称、連絡先所在地、サイトの詳細
 - 4) 被認証マネジメントシステムによってカバーされる業務や製品カテゴリの範囲
 - 5) マネジメントシステムおよび/またはプロセス
 - 6) 適合証明証上の情報を不正確なものとする、その他のあらゆる変更
- g) 認証された組織について、以下の状況が発生した場合は、3 営業日以内にご報告をお願いします。
- 1) 食品の安全性および/または違法性に関する法的手続き、起訴及びその結果
 - 2) 製品リコールが発生した場合
 - 3) 食品安全または認証の完全性に対して大きな脅威となる例外的事象
事例：戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、感染症の流行、洪水、地震、悪意のあるコンピュータハッキング、その他の自然または人間がもたらす災害など
- h) 当社は、上記 f)、g) に該当する報告を受領した場合、認証の継続に関するリスクを評価し、必要に応じて審査の延期を含めた審査プログラムの大幅な見直しや、別途必要に応じた処置を取らせていただきます。なお、リスクの評価においては、以下の情報の提供を依頼する場合があります。
- 1) 被認証組織の、活動再開の時期
 - 2) 従来の認証範囲に規定された製品の出荷またはサービス再開の時期
 - 3) 被認証組織が代わりの製造及び/又は流通サイトを使用する可能性、及びそれらが既存の認証に含まれているか、もしくは、別途認証取得の必要性
 - 4) 既存の在庫は、継続して顧客要求事項を満たしているか、また、顧客の了承の上での特別採用の可能性
 - 5) 被認証組織によってとられた緊急対応処置の実施状況と有効性
 - 6) 実施されるプロセス及び/またはサービス、または出荷用の製品に対する外部委託の可能性と、外部委託する場合は外部委託先の管理方法
 - 7) マネジメントシステムの運用に対する影響度合い、及び影響評価の結果
 - 8) (適用される場合) 代わりのサンプリングサイトの特定
 - 9) (認証継続に関するリスクが低いと想定される場合) システム運用における関連文書・記録類
- i) 認証の範囲が縮小された場合、すべての広告物を修正していただきます。
- j) 製品（サービスを含む）又はプロセスを当社が認証したと受け取られる方法で、マネジメントシステム認証が引用されることは認められません。
- k) 認証範囲外の活動にも認証が及んでいると受け取られないようにしていただきます。
- l) 当社及び/又は認証システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させる方法でその認証を用いることはできません。

5. 審査プロセス及び種類

5.1 「今後の審査計画」

「今後の審査計画」には、二段階で実施する初回認証審査と認証の維持のために定期的（6 ヶ月又は1年に一回）に実施するサーベイランス審査、及び認証の有効期限（3年）に先立って行なう再認証審査が含まれます。

5.2 審査の種類

「今後の審査計画」に計画された審査以外に当社が実施する審査には、特別審査として認定範囲の拡大審査（本ガイドンス 5.13 項）、及び苦情の調査、縮小、法令違反調査として実施する等の短期予告審査（本ガイドンス 5.14 項）があります。

5.3 審査の方式

本社機能の審査は、サイトの審査に先立ち実施しなければなりません。全ての個別のサイトの審査は、本社機能の審査後の12か月以内に実施しなければなりません。

当社の審査の方式には、単独審査、複合審査及び統合審査があります。単独審査とは、品質マネジメントシステム（QMS）や環境マネジメントシステム（EMS）等、各々の規格を別々の日程（連続した日程を含む）で実施する審査です。複合審査とは、同時に二つ以上のマネジメントシステム規格の要求事項に関して行う審査で、一連のQMS 審査及びEMS 審査等を「開始会議」から「終了会議」まで同時期に行う審査です。

複合審査を実施する条件は、「登録範囲が全く同一でなくともよいが、共通部分があること」です。

統合審査とは、二つ以上のマネジメントシステム規格の要求事項を単一のマネジメントシステムに統合して適用している場合に、二つ以上の規格に関して同時に行う審査です。統合審査を実施する条件及びお申込みについては、本ガイドンス 5.9 統合審査をご参照下さい。

なお、統合審査の場合は、マネジメントシステムの統合の度合いに応じて、審査に必要な工数（時間）が削減される場合がありますが、審査認証活動のプロセス（本ガイドンス 5.4 審査の構成～15 認証活動のプロセス）は、単独審査と同様です。ただし、開始会議、終了会議、審査のまとめ、経営者への審査は、原則同じ時間に実施します。

5.4 審査の構成

いずれの審査も、「開始会議」で開始され「審査」、「終了会議」をもって終了します。なお、同一の訪問先で複数日に亘る審査の場合には、2 日目以降の審査に先立って開始説明を実施します。また、終了会議以外の審査終了時には終了説明を実施します。

5.5 審査チームの任務

審査チームは、審査において次の事項を実施します。

- a) マネジメントシステムに関連する依頼者の組織の構成、方針、プロセス、手順、記録及び関連文書を調査し、検証します。
- b) これらが、対象となっている認証範囲に関連する、すべての要求事項を満たしていることを決定します。
- c) マネジメントシステムに対する信頼の基礎となるプロセス及び手順が、有効に確立、実施及び維持されていることを決定します。
- d) 依頼者の方針、目的及び目標と結果との間に不一致が見られた場合、行動を取られるよう、依頼者に伝えます。（不適合報告／改善事項）

5.6 お問い合わせ

- a) 新規に認証を希望されるお客様（依頼者）に対し、次の書類一式を送付いたします。
 - 1) 会社案内
 - 2) 審査及び認証ガイドンス（本ガイドンス）
 - 3) 見積り依頼書
 - 4) マネジメントシステム審査申請書（以下、審査申請書）
- b) なお、ご不明な点がございましたら当社食品安全担当までご連絡ください。

5.7 審査認証の申請

審査のお申込みは、審査申請書に必要事項を記入の上、ご提出ください。また、場合によっては訪問の上、詳細を打合せいたします。

5.7.1 申請の受理

当社は、提出いただいた審査申請書の記載内容を確認し、審査認証申請受理通知を FAX いたします。

但し、次の事項に該当する場合、申請書を受理出来ないことがあります。

- a) 審査認証希望範囲の分野が当社の認定範囲外の場合。
- b) 不法行為を行っていることが明らかな場合。
- c) 審査認証希望範囲が一時的サイトのみを対象としている場合。
- d) 審査認証希望範囲に入れておくべき活動の要素を認証の範囲から除外している場合。
- e) 公平性に対する容認出来ない脅威が確認された場合。

5.8 契約書

- a) 申請書が受理された後、申請者の権限をもつ代表者と当社の双方が署名して、認証審査の契約書を作成・締結いた

します。

- b) 契約の締結後、審査活動に着手いたします。
- c) 契約の締結後に申請内容に変更が生じた場合、「マネジメントシステム認証内容変更連絡」を速やかにご提出ください。当社は、変更内容を確認し、必要があれば審査計画の変更を検討・決定し申請者へ通知いたします。

5.9 統合審査

5.9.1 統合審査の受審条件

統合審査の受審条件は次のことが条件となります。

- a) 審査認証希望範囲（活動、製品又はサービスの範囲）は同一であること。認証対象サイトは同一であること。
 - b) トップマネジメントが同一であること。（管理責任者は同一が望ましい）
 - c) 対象となるマネジメントシステムの認証サイクル（審査の種類及び時期）が同一であること。
- ＊現在の認証サイクルが同一でない場合は、サイクルを統一して頂きます。

5.9.2 統合審査の申請

統合審査のお申込みは、統合見積依頼書に必要事項を記入の上ご提出ください。受領後に統合レベル（統合マネジメントシステムの統合度合）の調査を実施します。さらに、統合審査実施可能と判断された場合、統合審査申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。

なお、統合レベルの調査をするまでもなく、統合レベルが低く審査工数の削減等のメリットが認められないと当社が判断した場合には、複合審査への切り替えをお願いする場合があります。

5.9.3 統合レベルの確定

当社は、統合レベルの調査結果によって、申請者の統合レベルを確定します。この統合レベルによって、審査工数の削減率等を決定します。

5.10 初回認証審査

初回認証審査は、第一段階審査と第二段階審査の二つの段階にて実施いたします。

5.10.1 第一段階審査

第一段階審査は、当該マネジメントシステム文書の審査及びマネジメントシステムの構築状況ならびに第二段階審査に向けた準備状況を確認します。第一段階審査は、サイト内で行います。

5.10.1.1 第一段階審査の受審条件

第一段階審査の受審条件は次の通りです。

- a) 文書化されたマネジメントシステムが構築され、運用されていること。
- b) 内部監査が計画され又は実施されていること。
- c) マネジメントレビューが計画され実施されていること。またマネジメントシステムの実施の程度が、第二段階審査受審のための準備が整っていることが実証されていること。
- d) 回収プログラムの有効性の検証（例えば、模擬回収、又は回収演習）が計画され又は実施されていること。

ただし、文書審査のみを先行して受審する場合に限り、当該条件は適用いたしません。文書審査以外の第一段階審査の目的を後日審査する際には、当該条件が適用となります。

5.10.1.2 第一段階審査の目的

第一段階審査では、次の事項を目的に審査を行います。

- a) 規格に対する適合性についてマネジメントシステム文書を審査する。
- b) 所在地及び事業所固有の条件を評価し、第二段階審査の準備状況を判定する。
- c) 規格の要求事項に関する組織の現状及び理解度、特にマネジメントシステムの主要なパフォーマンスの特定、又は重要な側面、プロセス、目的及び運用の特定がなされているかをレビューする。
- d) マネジメントシステムの適用範囲に関して、必要な情報を入手する。
 - 1) 組織の事業所
 - 2) プロセス及び使用設備
 - 3) 確立された管理のレベル（特に複数サイトの組織の場合）
 - 4) 適用される法令及び規制要求事項
- e) 第二段階審査のための資源の割当てをレビューし、第二段階審査の詳細について組織と合意する。
- f) マネジメント規格又はその他の規正文書に照らして、組織のマネジメントシステム及び事業所の運用について十分理解することによって、第二段階審査の審査スケジュールを作成するうえでの焦点を明確にする。
- g) 内部監査及びマネジメントレビューが計画され実施されているかどうかについて評価し、また、マネジメントシステムの実施の程度が第二段階審査のための準備が整っていることを実証するものであることを評価する。
- h) 申請者のマネジメントシステム及び第二段階審査に対する組織の準備状況を十分に理解することによって、第二段階審査のスケジュールを作成するうえでの焦点を明確にする。
 - 1) 事業に適した PRP、例えば、法令・規制、顧客及び認証スキームの要求事項の明確化。
 - 2) 申請者のマネジメントシステム（FSMS/FSSC/JFS-C）が、食品安全ハザードの明確化及び評価、並びにその後の管理手段（組合せ）の選択及び分類のための適切なプロセス及び方法を含んでいる。
 - 3) 申請者の関連分野における、食品安全に関する法令の順守。
 - 4) 申請者の食品安全方針を達成するためのマネジメントシステム（FSMS/FSSC/JFS-C）の設計。

- 5) マネジメントシステム (FSMS/FSSC/JFS-C) の実施プログラムの、次のステップ (第二段階) へ進む正当性。
- 6) 妥当性確認、活動の検証及び改善計画の、ISO22000/FSSC22000/JFS-C 規格要求事項に対する適合性。
- 7) 内部的な伝達、また関連の供給者、顧客及び利害関係者に伝達するためにマネジメントシステム (FSMS/FSSC/JFS-C) 文書及び取決めが整っている。
- 8) レビューする必要がある追加文書、及び/又は、事前に得ておく必要がある情報。
- i) 組織が外部で開発された管理手段の組合せを実施している場合は、管理手段の組み合わせについて、次の事項を確認する。
 - 1) 組織に適切なものである
 - 2) 規格の要求事項に適合して開発されている
 - 3) 最新の情報である
- j) 統合審査の場合、統合レベルの確認

5.10.1.3 第一段階審査の実施手順

- a) 審査計画
 - 1) 当社計画課は審査日程の立案を行い、申請者の同意を得ます。
 - 2) 審査日程確定後、当社計画課は審査チームを編成し、「審査チームのご通知」を送付いたします。
申請者は、特定の審査員又は技術専門家の指名に異議を唱えることができます。
当社は、異議が正当と認められた場合には審査チームを再編します。なお、統合審査の場合、同一のチームが審査を担当します。
 - 3) 審査チームに同意いただいた後 (7 日以内に連絡がない場合は、同意いただいたものとします。)、具体的な審査活動に着手いたします。
- b) 審査スケジュールの作成
 - 1) a) で送付いただいた資料をもとに審査チームリーダーが第一段階審査の詳細な「審査スケジュール」を作成いたします。なお、統合審査の場合、審査スケジュールは統合マネジメントシステムとして一本化して作成されます。
 - 2) 「審査スケジュール」を作成するにあたって不明な点がある場合には、審査チームリーダー又は当社より確認の連絡をする場合があります。
 - 3) 審査チームリーダーが作成した審査スケジュールは、第一段階審査実施日の約 2 週間前までに、審査チームリーダーより電子メール又は FAX にて送付いたします。
- c) 審査における所見
 - 1) 第一段階審査において検出された発見事項とは、第二段階審査において不適合として分類される可能性が懸念される事項を指します。
 - 2) 発見事項に対する修正をとっていただきます。また、修正の実施状況は、第二段階審査にて確認します。
 - 3) 発見事項に対する修正が有効でないと第二段階審査にて評価された場合は内容に応じた分類の不適合が提起されます。
 - 4) 発見事項を解決するための、検討の期間は双方にて決定します。
- d) 第一段階審査での評価
 - 1) 第一段階審査の結果により、第二段階審査の延期又は中止をまねく可能性があります。
 - 2) 発見事項は、それを解決するための期間を考慮し、第二段階審査の実施時期を勧告いたします。ただし、第一段階審査と第二段階審査との期間は少なくとも 1 ヶ月以上あけていただきます。
 - 3) 第一段階審査完了後 6 ヶ月を過ぎても第二段階審査を実施できない場合には、再度、第一段階審査を実施いたします。
- e) 第一段階審査の報告
 - 1) 第一段階審査の結果は、文書化され審査チームリーダーより当社に報告されます。当社は、その報告の内容をレビューし、承認します。
 - 2) 第一段階審査の報告は、審査終了後約 2 週間後に当社審査課よりコピーを送付いたします。
 - 3) 内容をご確認いただき、同意できない事項については当社審査部までご連絡ください。
 - 4) 審査に対して不服がある場合には、異議申立てができます。

5.10.1.4 第一段階審査と第二段階審査との間隔

審査チームは、第一段階審査と第二段階審査との間隔を決定する際には、第一段階審査において特定された懸念を解決するための、依頼者による検討の期間を考慮します。

5.10.2 第二段階審査

第二段階審査は、審査チームが認証の可否を認証決定者に勧告するために行う審査で、規格適合性審査と有効性を含むマネジメントシステムの運用／実行を評価する審査です。第二段階審査はサイト内で行います。

5.10.2.1 第二段階審査の受審条件

第二段階審査の受審条件は次の通りです。

- a) 第二段階審査までに、マネジメントシステムが最低 3 ヶ月以上運用されていること。
- b) 第一段階審査で第二段階審査に進むことが勧告されていること。
- c) 申請範囲に含まれる生産ライン、カテゴリ及び分野のすべての CCP、オペレーション PRP 及び PRP の代表サンプルを実施していること。類似の作業・プロセスが行われている場合、サンプリングが許されます。

- d) 認証範囲に関連した製品及び/又はサービス及び関連するプロセスが所定の状態にあり、審査中に確実に評価できること

5.10.2.2 第二段階審査の目的

第二段階審査の目的は、有効性を含む、組織のマネジメントシステムの運用／実行を評価することです。第二段階審査では、次の事項の評価を行います。

- a) 適用されるマネジメントシステム規格又はその他の規準文書の、すべての要求事項に対する適合についての情報及び証拠
- b) 主要なパフォーマンスの目的及び目標に対する監視、測定、報告及びレビュー
- c) 法的要求事項の順守に関してのマネジメントシステム及びパフォーマンス
- d) プロセスの運用管理
- e) 内部監査及びマネジメントレビュー
- f) 方針に対する経営層の責任
- g) 食品安全に対する取り組み
 - 1) 組織によって使用された PRP
 - 2) 使用されたハザード分析の方法
 - 3) 食品安全チームに関するコメント
 - 4) その他の FSMS に関連する課題
- h) 前回審査以降の文書、要求事項、プロセス及び製品の変更があれば、そのレビュー
- i) 食品安全についての苦情及び関連省庁への報告事項
- j) 第一段階審査の指摘事項についてとられた処置のフォローアップ

認証範囲に含まれる全ての活動は、審査中に実証されなければなりません。もしそれらの活動が実証され得ない場合には、範囲から削除されます。

5.10.2.3 第二段階審査の実施手順

- a) 審査計画
 - 1) 当社計画課は審査日程の立案を行い、申請者に確認させていただきます。
 - 2) 審査日程確定後、当社計画課は審査チームを編成し、「審査チームのご通知」を送付いたします。申請組織は、特定の審査員又は技術専門家の指名に異議を唱えることができます。
当社は、異議が正当と認められた場合は審査チームを再編します。なお、統合審査の場合、同一のチームが審査を担当します。
 - 3) 審査チームをご同意していただいた後（7 日以内に連絡がない場合は、同意されたものとします）、具体的な審査活動に着手いたします。
- b) 審査スケジュールの作成
 - 1) 第一段階審査で収集及び打ち合わせした情報をもとに、審査チームリーダーが第二段階審査の詳細な「審査スケジュール」を作成いたします。なお、統合審査の場合、審査スケジュールは統合マネジメントシステムとして一本化して作成されます。
 - 2) 「審査スケジュール」を作成するにあたって不明な点がある場合には、審査チームリーダー又は当社より確認の連絡をする場合があります。
 - 3) 審査チームリーダーが作成した審査スケジュールは第二段階審査実施日の約 2 週間前までに、審査チームリーダーより電子メール又は FAX にて送付いたします。
- c) 審査における所見
 - 1) 第二段階審査において検出された不適合は、6. 項に従って分類します。
 - 2) 検出された不適合の内容を記した「不適合報告」を発行し、是正処置を要求いたします。
- d) 第二段階審査での評価
 - 1) 不適合の指摘がない場合、又は合意された期間内には是正処置を終結（重大不適合の場合、現地での是正処置の有効性の確認を含む）した場合、認証決定者に認証の推薦を行います。
 - 2) 危機的不適合の指摘が提起された場合、再度、第二段階審査を実施します。
 - 3) 重大不適合の指摘が提起された場合、審査の最終日から 14 日以内に有効な修正、及び/又は是正計画の報告と、是正処置の実施の報告をお願いします。また、是正処置の実施後 14 日以内に、現地での有効性の確認により、是正処置が終結可能であるか評価します。なお、是正処置の終結がされない場合、再度、第二段階審査を実施します。
 - 4) 軽度不適合の指摘が提起された場合、審査の最終日から 28 日以内に、修正及び是正処置の実施を終結することが出来ない場合は、再度、第二段階審査を実施します。
- e) 第二段階審査報告書
 - 1) 第二段階審査の結果は、文書化され、審査チームリーダーより当社に報告されます。当社は、その報告の内容をレビューし、承認します。
第二段階審査の報告は、認証決定後に第二段階審査報告書のコピーを送付いたします。
 - 2) 内容をご確認いただき、同意できない事項については当社審査部食品安全担当までご連絡ください。
 - 3) 審査に対して不服がある場合には、異議申立てができます。

5.10.3 認証の決定

認証の決定は、認証決定者により行います。認証決定者は、判定する組織と利害関係がなく、かつ力量を満足した決定者により、公平性、透明性、客観性に基づき行われます。審査終了後 62 日以内に実施され、次のとおり処理いたします。

- a) 判定は、チームリーダーにより提出された「審査報告書」（含む修正・是正処置についての見解）及び申請時に提出された情報により行われます。
- b) 判定の結果は「認証」、「認証不可」の 2 種類です。
- c) 判定結果である「認証決定通知」は、認証決定後に速報として、システム（楽楽明細）にて連絡いたします。
- d) 後日、「認証判定の決定」と共に適合証明証を送付いたします。
- e) 判定に対して不服がある場合には、異議申立てができます。

5.10.4 認証および適合証明証

- a) 登録後は被認証組織として、適合証明証を認証決定者により登録可と判定された日付（原則翌月 1 日）で発行します。統合マネジメントシステムの場合、適合証明書は各々のマネジメントシステム毎に発行されます。認証の有効期限は、適合証明証に記載の有効期限とします（3 年間）。認証内容は、当社登録簿に登録するとともにご希望により当社及び認定機関のホームページで公開します。当社のホームページ「登録事業所一覧」は公にアクセス可能となります。なお、登録簿は専有財産として当社に帰属します。
- b) 適合証明証の認証範囲が、当社が認定を受けている認定範囲に該当する場合は、当該認定機関の認定シンボル（マーク）が付けられます。認定シンボル（マーク）は、当社の認証マークと一対で使用できますが、認証マーク、認定シンボル（マーク）の使用規則を遵守していただきます。
- c) マーク・シンボルの使用にあたっては、認証範囲外にも認証が及んでいるとの誤解を与えないように使用願います（3 節の順守事項参照）。誤解を与える表記か否かについて判断に迷う場合は、事前に当社へ確認をお願いします。
- d) 適合証明証は、当社に所有権があり、要請があれば返却しなければなりません。
- e) 再認証審査を含む 3 年間の「今後の審査計画」をお知らせ致します。
- f) 各審査の審査最終日から 2 ヶ月以降は、適合証明証の記載事項（日英）の変更は認められません。

5.11 サーベイランス審査

- a) サーベイランス審査とは、下記を検証する審査です。通常 1 年に 1 回暦年内に「今後の審査計画」に従って実施いたします。審査は、計算された審査工数に従って、連続した日数にわたって実施いたします。
 - 1) 認証されたマネジメントシステムが引き続き実証されていること。
 - 2) 組織の運営の変更を受けて、当該システムへの変更の影響を検討し、認証要求事項に引き続き適合していること
 - 3) 「認定／認証マークの使用規則」及び「FSMS 審査及び認証ガイダンス」の順守状況
- b) 初回認証及び規格移行後の最初のサーベイランス審査は、第二段階審査終了日を起点（基準日）とし、基準日の 12 ヶ月後を超えることはできません。
- c) 1 年に 1 回サーベイランス審査を行う場合は、前項基準日の 2 ヶ月前から「今後の審査計画」に従い実施いたします。
- d) 6 ヶ月に 1 回サーベイランス審査を行う場合は、原則として前々項基準日を起点とし、6 ヶ月後の前後 2 ヶ月の間に「今後の審査計画」に従い実施いたします。1 回あたりの審査工数は、1 年に 1 回の場合の約半分になります。

5.11.1 サーベイランス審査の受審条件

サーベイランス審査の受審条件は次の通りです。

- a) 当社がサーベイランス審査の基準日の約 2 ヶ月前に送付する「食品安全マネジメントシステム審査日程のご案内」に対し同意の意思表示をすること
- b) 認証範囲に関連した製品及び／又はサービス及び関連するプロセスが所定の状態にあり、審査中に確実に評価できること。

5.11.2 サーベイランス審査の内容

サーベイランス審査スケジュールには、少なくとも下記の事項を含みます。FSSC22000 及び JFS-C は、適用される規格のすべての要求事項を含みます。

- a) 内部監査及びマネジメントレビュー
- b) 前回審査で指摘された不適合についてとられた処置のフォローアップ
- c) 食品安全についての苦情及び関連省庁への報告事項
- d) 目的達成に関するマネジメントシステムの有効性
- e) 継続的改善を狙いとする計画的活動の進捗状況
- f) 継続的な運用管理
- g) 食品安全に対する取り組み
 - 1) 組織によって使用された PRP
 - 2) 使用されたハザード分析の方法
 - 3) 食品安全チームに関するコメント
 - 4) その他の FSMS に関連する課題
- h) 前回審査以降の文書、要求事項、プロセス及び製品の変更があれば、そのレビュー
- i) マークの使用及び／又は認証に関する引用
- j) 前回審査での改善事項の対応

k) PRP 及び FSSC22000 追加要求事項の確立及び実施 (FSSC22000 適用の場合)

l) JFS-C 規格要求事項の確立及び実施 (JFS-C 適用の場合)

m) 本ガイダンスの順守状況

n) 統合審査の場合、統合レベルが変わらず維持されているか

5.11.3 サーベイランス審査の実施手順

a) 審査計画

- 1) 当社計画課は審査日程の立案を行い、サーベイランス審査の基準日の約 2 ヶ月前に「食品安全マネジメントシステム審査日程のご案内」にて審査日程及び認証後のマネジメントシステムに変更を確認させていただきます。変更の内容がマネジメントシステムに影響を与えると当社が判断した場合は「今後の審査計画」の見直しを行います。
- 2) 審査日程確定後、当社計画課は審査チームを編成し、「審査チームのご通知」を送付いたします。なお、統合審査の場合、同一のチームが審査を担当します。被認証組織は、特定の審査員又は技術専門家の指名に異議を唱えることができます。当社は、異議が正当と認められた場合は審査チームを再編します。
- 3) 審査チームをご同意していただいた後 (7 日以内に連絡がない場合は、同意されたものとします)、具体的な審査活動に着手いたします。

b) 審査スケジュール

- 1) 「食品安全マネジメントシステム審査日程のご案内」、「送付していただいた資料」及び「前回までの審査報告書」をもとに、審査チームリーダーがサーベイランス審査の詳細な「審査スケジュール」を作成いたします。なお、統合審査の場合、審査スケジュールは統合マネジメントシステムとして一本化して作成されます。
- 2) 「審査スケジュール」を作成するにあたって不明な点がある場合には、審査チームリーダーまたは当社より確認の連絡をする場合があります。
- 3) 審査チームリーダーが作成した審査スケジュールはサーベイランス審査実施日の約 2 週間前までに、審査チームリーダーより電子メール又は FAX にて送付いたします。

c) 審査における所見

- 1) サーベイランス審査において検出された不適合は、6. 項に従って分類します。
- 2) 検出された不適合の内容を記した「不適合報告」を発行し、是正処置を要求いたします。

d) サーベイランス審査での評価

- 1) 不適合の指摘がない場合、又は合意された期間内には是正処置を終結 (危機的不適合、重大不適合の場合、現地で是正処置の有効性の確認を含む) した場合、認証決定者に認証の推薦を行います。
- 2) 危機的不適合の指摘が提起された場合、審査の最終日から認証の一時停止とします。その後、審査の最終日から 14 日以内に有効な修正及び／又は是正計画／処置が実施され、また、審査の最終日から 6 ヶ月以内に現地で有効性の確認がされた場合は一時停止を解除します。なお、一時停止の決定後、6 ヶ月以内に現地で有効性の確認まで完了していない場合は、認証の取消しを勧告します。
- 3) 重大不適合の指摘が提起された場合、審査の最終日から 14 日以内に有効な修正、及び／又は是正計画の報告と、是正処置の実施の報告をお願いします。また、是正処置の実施後 14 日以内に、現地で有効性の確認により、是正処置が終結可能であるか評価します。是正処置の終結がされない場合、危機的不適合が提起され、認証の一時停止が勧告されます。この場合、以降の対応は上記 2) に従います。
なお、重大不適合の潜在的な深刻度、及びその原因の除去のためにやむを得ず時間を要する場合、報告される是正計画に、是正処置が実施されるまでのリスク緩和のための暫定処置または管理を含めてください。その後、是正処置が実施された時点で、現地で有効性の確認を行い、是正処置が終結可能であるか評価します。
- 4) 軽度不適合の指摘が提起された場合、審査の最終日から原則として 28 日以内に修正処置を含む是正処置または是正計画が容認できない場合、もしくは、検証のための資料が 28 日以内に組織から提出されない場合、認証決定者に認証の一時停止を勧告いたします。一時停止後さらに 3 ヶ月以内に修正処置を含む是正処置または是正計画が容認できない場合、もしくは、検証のための資料が組織から提出されない場合、審査を打ち切りとし、認証決定者に認証の取消しを勧告いたします。なお、軽度不適合への是正処置は次回審査にて有効性の確認を行い、審査の最終日から 12 ヶ月以内に是正処置が終結していない場合、また、是正処置の有効性が確認されない場合は重大不適合が提起され、この場合、以降の対応は上記 3) に従います。

e) サーベイランス審査報告書

- 1) サーベイランス審査の結果は、文書化され、審査チームリーダーより当社に報告されます。当社は、その報告の内容をレビューし、承認します。
サーベイランス審査報告書は、「認証継続通知」と共に審査終了後又は是正処置終了後約 4 週間後を目途にコピーを送付いたします。
- 2) 内容をご確認いただき、同意できない事項については当社審査部食品安全担当までご連絡ください。

5.11.4 非通知審査 (FSSC、及び JFS-C に適用)

3 年間の認証期間の間に行われる 2 回のサーベイランス審査のうち、どちらか一方は事前に審査日程が予告されない審査 (以下、非通知審査) として受審していただきます。なお、審査の内容は上記 5.11.2 項、実施手順は上記 5.11.3 c) ~ e) 項に準じ、また、以下の条件が追加されます。

- a) 非通知審査の日程や、どちらのサーベイランス審査に非通知審査を適用するかは、当社で定めます。

- b) 非通知審査の日程は、事前に通知しません。そして審査計画は、開始会議まで共有いたしません。
- c) 非通知審査は、夜間シフトを含めた操業就労時間内に実施します。
- d) 正当な事業上の理由に基づき、非通知審査の受審が極度に不都合な期間に対し、当社は被認証審査との間の合意の下、審査除外日を設定します。
- e) 非通知審査は少なくとも 50%の時間を生産エリア(作業現場)で実施し、該当する CCP、PRP、OPRP を評価します。
- f) 非通知審査は、審査員のサイトへの到着から 1 時間以内に、生産現場の審査から開始します。
- g) 非通知審査は、認証の範囲の対象となる生産ラインが典型的な数で稼働している状況で実施します。
- h) 被認証組織が非通知審査への参加を拒否した場合には、適合証明証は直ちに一時停止するものとし、その後非通知審査が拒否日から 6 ヶ月以内に行われなかった場合は、適合証明証は取り消されます。
- i) 非通知審査において、審査の目的が達成できなかった場合には、審査時間延長等の必要な処置を講じます。
- j) 非通知審査は、本社機能には適用されません。本社機能活動が、サイト審査の一部となる場合には、非通知で審査を行います。
- k) 二次的サイト（オフサイト活動）およびオフサイトの貯蔵庫、倉庫、流通設備も、非通知審査中に審査されます。
- l) 初回認証審査（第一段階および第二段階）は、非通知審査と置き換えることはできません。
- m) 被認証組織の要望により、再認証審査と全てのサーベイランス審査を非通知審査に置き換えることができます。
- n) 非通知審査への参加を拒否された場合には、発生した交通費・宿泊費・人件費（最低 1 時間単位で要した時間）・出張料など全ての費用をご請求いたします。
- o) 操業中の生産又はサービスプロセスを含めて、全てのスキーム要求事項を審査いたします。審査可能ではない審査計画の部分に関しては、4 週間以内に（通知有の）フォローアップ審査を計画いたします。

5.12 再認証審査

- a) 再認証審査とは、認証有効期間中に行う、マネジメントシステム全体としての継続的な適合性及び有効性並びに認証の範囲に対するマネジメントシステムの継続的な関連性及び適合可能性を確認するための審査です。再認証をするためには、認証有効期間内に認証決定者へ勧告し、「再認証可」と判定されることが必要です。
- b) 再認証審査の実施時期は、認証有効期限の 6 ヶ月前から 2 ヶ月前までの期間に受審していただきます。認証有効期限内に認証決定者に判定されず、認証有効期限日までに認証の決定が行われず失効日を迎える場合には、認証の取消しとなります。
- c) マネジメントシステム、被認証組織、又はマネジメントシステムを運営する状況に重要な変更（たとえば法律の変更）があった場合は、第一段階審査を実施する場合があります。
- d) 再認証審査の工数は、初回認証審査工数の概ね 2/3 となります。

5.12.1 再認証審査の受審条件

再認証審査の受審条件は次の通りです。

- a) 当社が再認証審査の基準日の約 5 ヶ月前に送付する「再認証審査申請書」に対し同意の意思表示をすること。事前（基準日の約 3 ヶ月前まで）に再認証を希望しない旨の連絡がない限り、当社は再認証審査の計画を行います。
- b) 認証範囲に含まれる生産ライン、カテゴリ及び分野のすべての CCP、オペレーション PRP 及び PRP の代表サンプルを実施していること。類似の作業・プロセスが行われている場合、サンプリングが許されます。
- c) 認証範囲に関連した製品及び/又はサービス及び関連するプロセスが所定の状態にあり、審査中に確実に評価できること

5.12.2 再認証審査の内容

再認証審査では、次の事項を取り扱う現地審査を行います。

- a) 内部及び外部の変更に対するマネジメントシステム全体としての有効性
- b) 認証の範囲に対するマネジメントシステムの継続的な関連性及び適用可能性
- c) 全体のパフォーマンスを高めるために、マネジメントシステムの有効性及び改善を維持することに対する実証されたコミットメント
- d) 食品安全に対する取り組み
 - 1) 組織によって使用された PRP
 - 2) 使用されたハザード分析の方法
 - 3) 食品安全チームに関するコメント
 - 4) その他の FSMS に関連する課題
- e) マネジメントシステムの運用が、組織の方針及び目標の達成に寄与しているかどうか
- f) 前回審査以降の文書、要求事項、プロセス及び製品の変更があればそのレビュー
- g) 食品安全についての苦情及び関連省庁への報告事項
- h) 前回審査で指摘された不適合についてとられた処置のフォローアップ
- i) マークの使用及び/又は認証に関する引用
- j) PRP 及び FSSC22000 追加要求事項の確立及び実施（FSSC22000 適用の場合）
- k) JFS-C 規格要求事項の確立及び実施（JFS-C 適用の場合）
 - 1) 本ガイダンスの順守状況
- m) 統合審査の場合、統合レベルが変わらず維持されているか

5.12.3 再認証審査の実施手順

a) 審査計画

- 1) 当社計画課は審査日程の立案を行い、再認証審査の基準日の約3ヶ月前に「食品安全マネジメントシステム審査日程のご案内」にて審査日程を確認させていただきます。
- 2) 審査日程確定後、当社計画課は審査チームを編成し、「審査チームのご通知」を送付いたします。なお、統合審査の場合、同一のチームが審査を担当します。被認証組織は、特定の審査員又は技術専門家の指名に異議を唱えることができます。
当社は、異議が正当と認められた場合は審査チームを再編します。7日以内に連絡がない場合は、同意されたものとしします。
- 3) 審査チームをご同意していただいた後、具体的な審査活動に着手いたします。

b) 審査スケジュールの作成

- 1) 「再認証審査申請書」、「送付していただいた資料」及び「前回までの審査報告書」をもとに、審査チームリーダーが再認証審査の詳細な「審査スケジュール」を作成いたします。
- 2) 「審査スケジュール」を作成するにあたって不明な点がある場合には、審査チームリーダー又は当社より確認の連絡をする場合があります。
- 3) 審査チームリーダーが作成した審査スケジュールは再認証審査実施日の約2週間前までに、審査チームリーダーより電子メール又はFAXにて送付いたします。

c) 審査における所見

- 1) 再認証審査において検出された不適合は、6.項に従って分類します。
- 2) 検出された不適合の内容を記した「不適合報告」を発行し、是正処置を要求いたします。

d) 再認証審査での評価

- 1) 不適合の指摘がない場合、又は合意された期間内には是正処置を終結（危機的不適合、及び重大不適合の場合、現地での是正処置の有効性の確認を含む）した場合、認証決定者に再認証を推薦いたします。
- 2) 危機的不適合の指摘が提起された場合、審査の最終日から認証の一時停止とします。その後、審査の最終日から14日以内に有効な修正及び／又は是正計画／処置が実施され、また、審査の最終日から6ヶ月以内に現地で有効性の確認がされた場合は一時停止を解除します。なお、一時停止の決定後、6ヶ月以内に現地での有効性の確認まで完了していない場合は、認証の取消しを勧告します。但し、有効性の確認の期日は、認証の有効期限を優先して設定されます。
- 3) 重大不適合の指摘が提起された場合、審査の最終日から14日以内に有効な修正、及び／又は是正計画の報告と、是正処置の実施の報告をお願いします。また、是正処置の実施後14日以内に、現地での有効性の確認により、是正処置が終結可能であるか評価します。是正処置の終結がされない場合、危機的不適合が提起され、認証の一時停止が勧告されます。この場合、以降の対応は上記2)に従います。
なお、重大不適合の潜在的な深刻度、及びその原因の除去のためにやむを得ず時間を要する場合、報告される是正計画に、是正処置が実施されるまでのリスク緩和のための暫定処置または管理を含めてください。その後、是正処置が実施された時点で、現地での有効性の確認を行い、是正処置が終結可能であるか評価します。
但し、有効性の確認の期日は、認証の有効期限を優先して設定されます。
- 4) 軽度不適合の指摘が提起された場合、審査の最終日から28日以内に修正処置を含む是正処置が終結できない場合、もしくは、検証のための資料が28日以内に組織から提出されない場合、認証決定者に認証の一時停止を勧告いたします。また、軽度不適合の指摘から有効期限日までに修正処置を含む是正処置が終結できない場合、もしくは、検証のための資料が提出されない場合、再認証の推薦及び認証の有効期限の延長は行わず、審査を打ち切りとし、認証決定者に認証の取消しを勧告いたします。なお、軽度不適合への是正処置は次回審査にて有効性の確認を行い、審査の最終日から12ヶ月以内に是正処置が終結していない場合、また、是正処置の有効性が確認されない場合は重大不適合が提起され、この場合、以降の対応は上記3)に従います。

e) 再認証審査報告書

- 1) 再認証審査の結果は、文書化されチームリーダーより当社に報告されます。当社は、その報告の内容をレビューし、承認します。再認証審査の報告は、認証決定後に再認証審査報告書のコピーを送付いたします。
- 2) 内容をご確認いただき、同意できない事項については当社審査部食品安全担当までご連絡ください。

5.12.4 認証の決定

5.10.3 認証の決定を参照ください。

5.12.5 認証および適合証明証

5.10.4 認証及び適合証明証を参照ください。

5.13 拡大審査

- a) 拡大審査とは、認証の範囲を拡大、規格を移行する場合に行う特別な審査です。受審を希望される場合は、「審査申請書」をご提出ください。拡大及び移行を認証するには、認証決定者に勧告し、「認証可」と判定されることが必要です。
- b) 拡大審査は、サーベイランス審査又は再認証審査と併せて実施することもできます。
- c) 認証範囲の活動が大きく変更される、新たな活動が追加されるなどの変更があった等、システムに大きく影響が生

じると当社が判断した場合、及び規格を移行する場合は、第一段階審査を実施いたします。

5.13.1 拡大審査の受審条件

拡大審査の受審条件は次のことが条件となります。

- a) 拡大審査までに、拡大する範囲、及び／又は移行する規格のマネジメントシステムが運用されていること。
- b) 拡大する範囲、及び／又は移行する規格の内部監査が実施されていること。
- c) 拡大する範囲、及び／又は移行する規格について、マネジメントレビューが実施されていること。
- d) 認証範囲に関連した製品及び／又はサービス及び関連するプロセスが所定の状態にあり、審査中に確実に評価できること

5.13.2 拡大審査の目的

拡大審査は、第二段階審査に準じて行いますので、5.10.2.2 第二段階審査の目的の内容をご参照ください。

統合審査の場合、統合レベルが変わらず維持されているかも確認します。

5.13.3 拡大審査の実施手順

拡大審査は、第二段階審査に準じて行いますので、5.10.2.3 第二段階審査の実施手順の内容をご参照ください。

5.13.4 認証の決定

拡大審査の判定は、第二段階審査の判定に準じて行いますので、5.10.3 認証の決定を参照ください。なお、再認証審査と併せて実施した場合の判定は、再認証の判定に影響を与えないように個別に審議いたします。

5.13.5 認証および適合証明証

拡大審査の認証及び適合証明証は、第二段階審査の認証及び適合証明証に準じて行いますので、5.10.4 認証及び適合証明証を参照ください。

5.14 短期予告審査

- a) 短期予告審査は、次のような短期の予告で審査を実施する必要がある場合に行う特別な審査です。

- 1) 苦情の調査
- 2) 法令違反の調査
- 3) 縮小などによる認証範囲の変更
- 4) 食品安全方針の変更に伴い、マネジメントシステムに大幅な変更が生じた場合
- 5) 主要工程や設備・施設の変更に伴い、マネジメントシステムに大幅な変更が生じた場合
- 6) その他、当社が必要と判断した場合

- b) 上記3)から5)の場合は、サーベイランス審査又は再認証審査と併せて実施することもあります。

- c) 上記3)から5)の場合は、「認証内容変更連絡」をご提出いただきます。

5.14.1 短期予告審査の実施手順

短期予告審査は、第二段階審査に準じて行いますので、5.10.2.3 第二段階審査の実施手順の内容をご参照ください。ただし、即時に実施いたしますので、選定した審査員の受諾同意なしに進めさせていただきます。

5.14.2 認証の決定

短期予告審査の判定は、第二段階審査の判定に準じて行いますので、5.10.3 認証の決定を参照ください。

5.14.3 認証および適合証明証

短期予告審査の結果で認証範囲が変更される場合は、第二段階審査の認証及び適合証明証に準じて行いますので、5.10.4 認証及び適合証明証を参照ください。

6. 指摘事項の等級格付け

指摘事項は、「危機的不適合」、「重大不适合」、及び「軽度不适合」の3種類で、定義は次のとおりです。

- a) 危機的不適合とは、ISO22000/FSSC22000/JFS-C/NKKAQA 追加要求事項の要求事項に対し、
 - 1) 審査中に食品安全が直接的に影響を受けていることが判明した事象。
 - 2) 審査中に合法性及び／又は認証の完全性に危機にあることが判明した事象。
- b) 重大不适合とは、ISO22000/FSSC22000/JFS-C/NKKAQA 追加要求事項の要求事項に対し、
 - 1) 意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与える事象。
 - ・ 効果的なプロセス管理が行われているか、又は製品若しくはサービスが規定要求事項を満たしているかについて、重大な疑いがある場合。
 - ・ 同一の要求事項又は問題に関連する軽微な不适合が幾つかあり、それらがシステムの重大な欠陥となる場合。
 - ・ 製品が安全でなくなる可能性、又は食品安全のリスクが高まる可能性がある場合。
- c) 軽度不适合とは、ISO22000/FSSC22000/JFS-C/NKKAQA 追加要求事項の要求事項に対し、
 - 1) 意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与えない事象。
 - ・ 製品安全性に影響しない、もしくは食品安全のリスクが高まる可能性が少ない場合。

7. 審査受審時期について

7.1 サーベイランス審査及び再認証審査の受審時期の変更

サーベイランス審査の受審時期（本ガイダンス 4.11 b)～d)）及び、再認証審査の受審時期（本ガイダンス 5.12 b)）は、有効期間の短縮によって調整することが出来ます。複合審査等で、マネジメントシステム毎の審査時期を変更したい場合、再認証審査にて有効期限の繰り上げを行うことで、それ以降の審査の基準日を変更します。

7.2 審査受審時期の延期 (FSSC に適用)

前述の 4. f)、4. g)などの状況により、審査実施の延期を行う場合は、以下の要領に従います。

a) 初回認証審査後、最初のサーベイランス審査

通常、第二段階審査の最終日から 12 か月以内に実施しますが、上記 h) のリスク評価にて十分な証拠が確認された場合は初回認証の日付から 18 か月以内の範囲で延期が可能です。なお、延期期間を超える場合は認証の一時停止となります。

b) サーベイランス審査

6 か月以内の範囲で認証範囲における活動が完全に止まる状況が発生した場合、その状況に応じた延期が可能です。しかし、活動が再開される際には当社にご連絡願います。ご連絡を以って、審査計画を調整させていただきます。なお、延期期間を超える場合は認証の一時停止となります。

c) 再認証審査

通常、審査実施、及び再認証の決定が有効期限内に完了する必要がありますが、前述 4. h) のリスク評価にて十分な証拠が確認された場合は、有効期限から 6 か月を超えない範囲で認証の延期が可能です。この場合、有効期限は従来のものをそのまま継続します。また、延期期間を超える場合は、再度初回認証審査を実施します。

8. 認証の移転

8.1 認証の移転とは

認証の移転とは、すでに当社以外の認証機関によって認証された組織が、当社の認証へ移転することです。移転を希望される場合は、「移転申請書」をご提出ください。申請書が受理された後、申請組織と当社の双方が署名して、認証審査の契約書を締結いたします。

8.2 認証の移転の条件

認証の移転の条件は次のとおりです。

- a) 最新で有効な認証を受けた適合証明証の移転であること。（当社と同じ認定（相互承認加盟を含む）を取得している認証機関）
- b) 移転申請組織の認証が一時停止されていない、又は一時停止の危機にない場合。
- c) 完結していない不適合については、移転の前に完結が確認できる。
- d) 認証する範囲が当社の認定分野である場合。

8.3 認証の移転の内容

移転申請組織を訪問し、提出された資料により認証のレビューを行います。

8.4 認証の決定

移転の認証は、認証決定者に勧告し、「移転可」と判定されることが必要です。5. 10. 3 認証の決定を参照ください。

8.5 適合証明証

移転の認証および適合証明証は、移転前の適合証明証の有効期限で発行します。5. 10. 4 認証及び適合証明証を参照ください。

9. 異議申立て及び苦情

当社の「審査」ならびに「認証又は認証維持の可否決定」に対して関係者は、異議申立て及び苦情を行うことができます。これらに対して当社は、公平で誠意ある対応をとります。

9.1 異議申立てへの対応

- a) 当社の決定について同意できない場合、その決定から 30 日以内に根拠を添えた文書で正式に異議申立てをすることができます。
- b) 当社は、その内容を検討（必要に応じて聴取）し、異議申立ての受理を行い、異議申立て処理委員会を召集し審議いたします。
- c) 委員会の委員は、直接利害関係のない委員で構成します。申立て者は、委員会の構成について異議を述べるすることができます。
- d) 申立て者は、異議申し立て委員会に出席し、申立て内容について説明することができます。
- e) 詳細な手順については、当社「異議申立て・苦情処理手順書」に従って実施いたします。

9.2 苦情への対応

- a) 当社は、審査認証プロセスに直接関係する苦情があった場合、その詳細を確認し、苦情申立て人と協議を行い、解決を図ります。
- b) 協議で解決しない場合で、審査部長が苦情と認められる内容であると評価した場合、苦情について調査を審査部で実施し、解決策を申立て者に提案いたします。
- c) 詳細な手順については、当社「異議申立て・苦情処理手順書」に従って実施いたします。

10. 認証の一時停止、取消し又は認証範囲の縮小

10.1 認証の一時停止

次のような事態が発生した場合、当社は、認証決定者に一時停止の理由を報告し、同委員会でも審議、承認を得て、一時停

止を決定することができます。

- a) サーベイランス審査の結果、不適合に対して合意した期間内に是正処置が容認されない場合。
- b) 意図的な法的違反に対する短期予告審査結果に基づいて、チームリーダーが認証の一次停止を勧告した場合。
- c) 「適合証明証」、「NKKQA 認証マーク」、「JAB 認定シンボル」、「FSSC22000 ロゴ」(FSSC22000 適用の場合)、「JFS-C 認証ロゴマーク」(JFS-C 適用の場合)の使用条件を逸脱し、当社の是正要求に対して理由なく対応して頂けない場合
- d) 当社が規定した、認証の要求事項に対して違反が続いており、是正要求に対して理由なく対応して頂けない場合
- e) 被認証組織から、文書により一時停止（最長 6 ヶ月）の申出があり、申出理由が妥当であると判断された場合
- f) 被認証組織のマネジメントシステムが、その有効性に関する要求事項を含む認証要求事項に対し、常態化した不適合又は重大な不適合があった。
- g) 少なくとも年に一度のサーベイランス審査の実施を受け入れない場合（最長 3 ヶ月）。
- h) 統合審査において、一つ又は複数のマネジメントシステム規格に対する認証が一時停止となる場合で、他のマネジメントシステム規格の認証に及ぼす影響があると判断した場合。
- i) 消費者の健康に影響を与える、製品の安全性に関する即時的なリスクがある。
- j) 審査の結果、危機的な不適合の指摘が提起された場合。なお、認証の一時停止の起算日は審査の最終日とします。
- k) 決定後の 3 日以内に、組織に対して書面で通知します。
- l) 組織に対して、その利害関係者に通知するために適切な措置を講じるように指示します。

10.2 認証の取消し

次のような事態が発生した場合、当社は、認証決定者に取消しの理由を報告し、同委員会で審議、承認を得て、取消しを決定することができます。

- a) 受理した公式文書や確認済みの情報に明らかに虚偽があることが判明した場合
- b) サーベイランス審査の結果、危機的な不適合または重大な不適合が提起され、審査の最終日から定められた期限内に要求事項への適合を確立、及び維持する能力あるいは意思がない、と判断された場合
- c) 意図的な法的違反に対する短期予告審査結果に基づいて、認証決定者が認証の取消しを決定した場合。
- d) 一時停止が 6 ヶ月以内に解除できない場合、または、是正処置の検証終了が 21 日を超える場合
- e) 審査認証の費用及び維持費用を支払って頂けない場合
- f) 被認証組織が長期にわたり、認証範囲の活動/製品またはサービスの供給を停止する場合
- g) その他、審査認証制度の目的に著しく反するような行動があった場合
- h) 統合審査において、一つ又は複数のマネジメントシステム規格に対する認証が取消しとなる場合で、他のマネジメントシステム規格の認証に及ぼす影響があると判断した場合。
- i) 組織が FSSC22000 認証活動を停止する場合。
- j) 決定後の 3 日以内に、組織に対して書面で通知します。
- k) 組織に対して、その利害関係者に通知するために適切な措置を講じるように指示します。

10.3 認証の取下げ

被認証組織からの正式な辞退の申し出（取下げ）があった場合

10.4 認証範囲の縮小

次のような事態が発生した場合、当社は、認証決定者に理由を報告し、同委員会で審議、承認を得て、認証範囲の縮小を決定することができます。

- a) 認証範囲のいずれかの部分に関し、認証要求事項について常態化した又は重大な不適合があった場合。但し、このような範囲の縮小は、規格の要求事項の意図に沿ったものとします。
- b) 統合審査において、一つ又は複数のマネジメントシステム規格に対する認証が縮小となる場合。但し、他のマネジメントシステム規格の認証に及ぼす影響があると判断した場合には、他のマネジメントシステム規格についても認証範囲の縮小を行うことがあります。
- c) 適合証明証に記された被認証組織の認証範囲について、組織自身の能力、及び許容範囲を超えていた場合。

10.4.1 認証範囲の縮小後の処置

認証範囲の縮小が発生した場合、当社は次の処置を取ります。

- a) 認証範囲の縮小の決定後当社は、文書により 3 日以内に被認証組織に通知し、その決定を確認します。FSSC22000 の場合は速やかにデータベースのステータスを変更します。
- b) 縮小された範囲は無効となりますので、その範囲について、当社認証マーク、JAB 認定シンボル、FSSC22000 ロゴ (FSSC22000 適用の場合)、JFS-C 認証ロゴマーク (JFS-C 適用の場合) および登録を引用しているすべての文書、パンフレット類の使用または宣伝・広告を速やかに中止していただきます。
- c) 適合証明証は、認証範囲の縮小を行ったものに差し替えさせていただきます。
- d) 組織に対して、その利害関係者に通知するために適切な措置を講じるように指示します。

10.5 一時停止および解除の条件

- a) 一時停止の決定後当社は、文書により 3 日以内に被認証組織に通知し、その決定を確認します。FSSC22000 の場合は

速やかにデータベースのステータスを変更します。

- b) 認証は一時的に無効となりますので、その期間中は、当社認証マーク、JAB 認定シンボル、FSSC22000 ロゴ (FSSC22000 適用の場合)、JFS-C 認証ロゴマーク (JFS-C 適用の場合) および登録を引用しているすべての文書、パンフレット類の使用または宣伝・広告を控えていただきます。
- c) 当社は、認証の一時停止を受けた被認証組織を当社のホームページに公開 (公表) します。
- d) 一時停止の解除は、現地にて是正処置の有効性の確認がされ、認証決定を得て決定されます。
- e) 長期休止後の解除は、短期予告審査を行い確認し、認証決定を得て決定されます。

10.6 取消しの処置

- a) 取消しの決定後当社は、文書により 3 日以内に被認証組織に通知し、その決定を確認します。FSSC22000 の場合は速やかにデータベースのステータスを変更します。
- b) 当社認証マーク、JAB 認定シンボル、FSSC22000 ロゴ (FSSC22000 適用の場合)、JFS-C 認証ロゴマーク (JFS-C 適用の場合) および認証を引用しているすべての文書、パンフレット類の使用または宣伝・広告を速やかに中止し、適合証明証は返却していただきます。また、マーク、シンボル、ロゴ、ロゴマークの清刷は、復帰し得ない形で消去していただきます。
- c) 当社は、認証の取消しを受けた組織を当社のホームページに公開 (公表) すると共に、当社の登録簿から抹消します。
- d) 当社は、認証の取消しを受けた組織が適合証明証の返却を拒否し、認証が継続しているが如く行動している場合は法的措置を講じることがあります。

11. 要求事項の変更

当社は、申請組織および被認証組織の方々に係わる審査認証サービスの要求事項を変更しようとする場合は、事前に文書化して公表し、十分な予告期間をもって運用を開始いたします。

公表は、電子メール及び／又はホームページで行います、各被認証組織は新しい要求事項に意見を表明することが出来ます。当社は各被認証組織が新しい要求事項に適合していることを検証します。

12. 機密保持

12.1 方針

当社は、法的に拘束力のある合意により、委員会及び組織運営機構のあらゆるレベルにおいて、認証活動の実施の過程に関わる全ての情報の機密を保護します。

12.2 当社は、公開の対象としようとしている情報を、事前に申請組織に知らせます。公開対象外の情報は、申請組織により公開されている情報を除いて、機密情報とみなします。

12.3 当社は、前 11.2 で公開した情報を除き、特定の申請組織又は個人に関する情報を、関係する申請組織又は個人の書面による同意なく第三者へ開示しません。当社が法律により機密情報を第三者へ提供することを要求された場合、関係する申請組織又は個人に、法律により規制されない限り、当該情報の提供について事前に知らせます。

12.4 当社は、申請組織以外 (例えば、苦情申立者、規制当局) から得た申請組織に関する情報は機密として取り扱います。

12.5 当社は、委員会メンバーを含む全ての要員に当社の活動の実施の過程で得られた全ての情報について機密を守らせます。

12.6 当社は、機密情報 (例えば、文書、記録) の安全な取り扱いを確実にする設備及び施設を利用可能とし、それらを活用します。

12.7 当社は、機密情報を、他の機関に利用できるようにする場合、組織からの合意を得た後に、食品安全当局に提供します。ただし、認定機関の審査による利用の場合は除きます。

13. 費用の負担

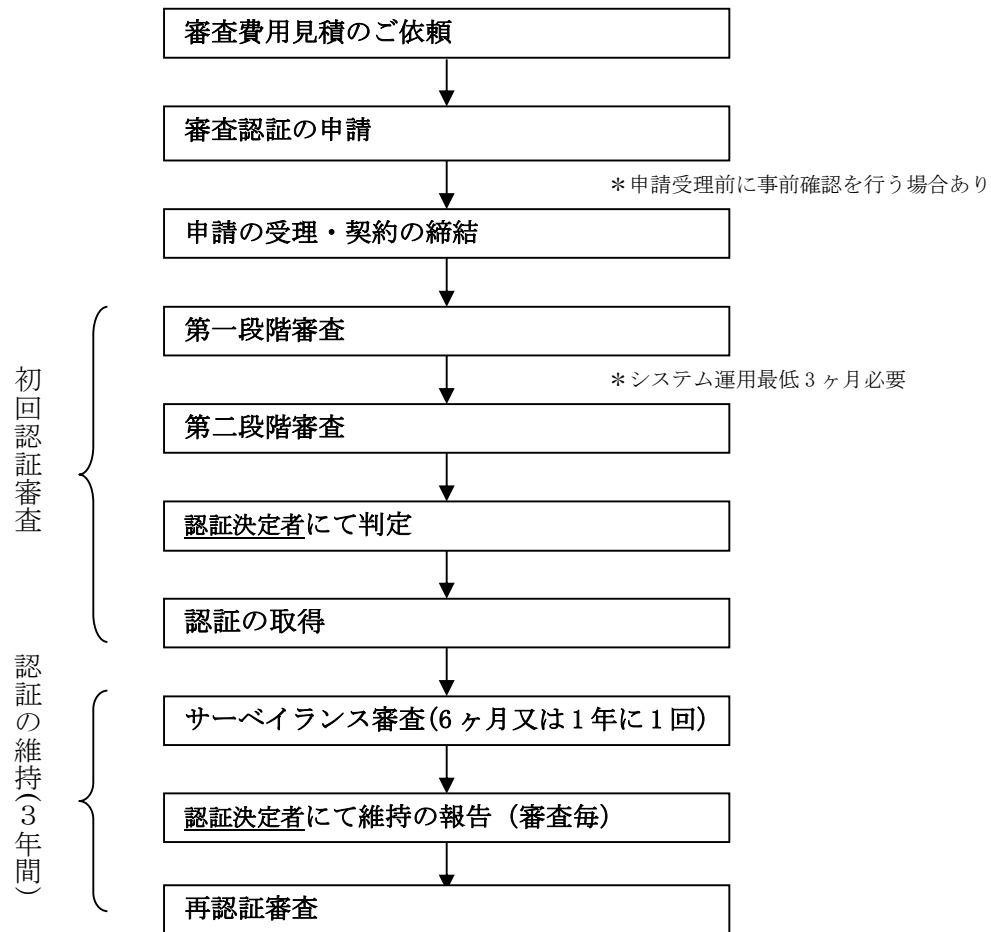
申請組織は契約に基づき、当社の請求する審査認証に関する費用を負担しなければなりません。

また、FSSC22000 及び JFS-C 被認証組織の年間登録料を請求に含め、当社を通じて FSSC 財団及び JFSM 協会に支払います。被認証組織は、審査中における当社審査員の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、当社に対して損害賠償を請求することができます。

14. 関連文書

- a) NKKKQA 認証マークの使用規則
- b) JAB 認定シンボル使用規則
- c) FSSC22000 ロゴの使用規則
- d) JFS-C 認証ロゴマークの使用規則

15. 認証活動のプロセス



16. 認証分野及びバージョン

16.1 ISO22000:2018 及び FSSC22000 : Version 5.1

◎ : JAB 認定範囲

クラス	カテゴリ		サブカテゴリ		セクター	認定範囲	
						ISO 22000	FSSC 22000
農業・畜産・水産	A	畜産・水産 (動物生産)	A I	肉、乳、蜂蜜のための畜産	・肉、卵、乳又は蜂蜜の生産に利用される動物(魚及び海産物を除く)の飼育 ・育成、保護、罨による捕獲、狩猟(狩猟時の屠畜) ・これに関連する農場でのパッキング及び保管		
			A II	魚及び海産物の生産	・魚肉の生産に利用される魚及び海産物の飼育 ・養殖、保護、罨による捕獲、漁獲(水揚げ時の殺処理) ・これに関連する養殖場でのパッキング及び保管		
	B	農業 (植物生産)	B I	農業(穀類及び豆類を除く)	・植物(穀類及び豆類を除く食用の園芸作物(果実、野菜、香辛料。きのこ類など)及び水生植物)の栽培又は収穫 ・これに関連する農場でのパッキング及び保管		
			B II	穀類及び豆類の農業	・食用の穀類及び豆類の栽培又は収穫 ・これに関連する養殖場でのパッキング及び保管		
食品及び飼料の加工	C	食品製造	C I	腐敗しやすい動物性製品の加工	01 : 獣肉・家禽肉、 02 : 魚及び水産品、 03 : 獣肉・家禽肉加工品、 04 : 水産物加工品	◎	◎
			C II	腐敗しやすい植物性製品の加工	01 : 惣菜	◎	◎
			C III	腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工(混合製品)	01 : 惣菜 02 : スープ・ソース類	◎	◎
			C IV	常温保存製品の加工	01 : コーヒー・茶、 02 : 飲料・飲料水・酒類、 03 : 菓子、 04 : 澱粉・糖化製品・糖アルコール、 05 : 容器包装詰加熱加圧殺菌食品、 06 : 抽出物・乾燥食品 07 : 調味料、 08 : 麺類	◎	◎
食品及び飼料の加工	D	動物の飼料製造	D I	飼料の製造	・畜産動物及び養殖魚向けの、単一の食材又は複数の食材の混合による飼料の製造		
			D II	ペットフードの製造	・畜産以外の動物向けの、単一の食材又は複数の食材の混合による飼料の製造		

クラス	カテゴリ		サブカテゴリ		新セクター	認定範囲	
						ISO 22000	FSSC 22000
ケーター リング	E	ケーターリング			・調理場又は外部調理場における、消費を目的とした食品の調理、保管、または該当する場合は配送	◎	
小売、輸送 及び保管	F	流通	FⅠ	小売、卸売	・顧客への最終食品の提供(小売店、店舗、卸売業者)	◎	
			FⅡ	食品の仲介、取引	・自社の顧客向けの、又は他社の仲介業者としての食品の売買 ・これに関連する包装作業 注1)	◎	
	G	輸送及び保管サービスの提供	GⅠ	腐敗しやすい食品及び飼料の輸送及び保管サービスの提供	・保管施設及び配送車両を使用した、腐敗しやすい食品及び飼料の保管及び輸送作業 ・これに関連する包装作業 注1)	◎	
			GⅡ	常温保存食品及び飼料の輸送及び保管サービスの提供	・保管施設及び配送車両を使用した、常温保存食品及び飼料の保管及び輸送作業 ・これに関連する包装作業 注1)	◎	
付帯 サービス	H	サービス			・給水、有害生物(鼠族、昆虫等)の防除、清掃・洗浄サービス、廃棄物処理を含む、食品の安全な製造に関連するサービスの提供		
	I	食品包装、及び包装資材の製造			・食品包装資材の製造		
	J	装置の製造			・食品加工装置及び自動販売機の製造開発		
(生化学) 化学製品	K	(生化学)化学製品の製造			01：食品添加物	◎	◎

注 1)「これに関連する包装作業」は、製品の変更や加工を行わず、また、元の包装の変更を行わず包装することを指す。

16.2 JFS-C : Ver3.0

◎ : JAB 認定範囲

サブカテゴリ		セクター	認定範囲
C I	腐敗しやすい動物性製品の加工	01：獣肉・家禽肉 02：魚及び水産品、 03：獣肉・家禽肉加工品 04：水産物加工品	◎
C II	腐敗しやすい植物性製品の加工	01：惣菜	◎
C III	腐敗しやすい動物性及び植物性製品(混合製品)の加工	01：惣菜 02：スープ・ソース類	◎
C IV	常温保存製品の加工	01：コーヒー・茶、02：飲料・飲料水・酒類、03：菓子、04：澱粉・糖化製品・糖アルコール、05：容器包装詰加熱加圧殺菌食品、06：抽出物・乾燥食品 07：調味料、08：麺類	◎